

8 監 査 第 105 号
令和 8 年 7 月 31 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和 8 年 7 月 13 日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和8年7月13日付けで提出された愛知県職員措置請求書により、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
令和7年度の政務活動費の支出において、被雇用者氏名が黒塗りされており、人件費が誰に支払われたのか分からない。
- 3 当該行為が違法・不当である理由
透明性がないこと及び人件費に充当されている額は政務活動費の支出の全体のうち三割を占める大金であること。
- 4 請求する措置
被雇用者氏名を公表することを求める。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員山本浩史及び中根義高は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

この点、請求人は、令和7年度の政務活動費の支出について、公開されている収支報告書等の被雇用者氏名が黒塗りされており、人件費が誰に支払われたのか分からないため被雇用者氏名の公表を求めているが、収支報告書等の被雇用者氏名を明らかにするか否かについては財務会計上の行為又は怠る事実とはいえず、住民監査請求の対象とはならない。

第4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。